

議案第126号

松阪市行政組織条例の一部改正について

松阪市行政組織条例（平成17年松阪市条例第25号）の一部を次のように改正する。

平成28年11月25日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市行政組織条例の一部を改正する条例

松阪市行政組織条例（平成17年松阪市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条（見出しを含む。）中「部、局及び室」を「部、局及び課」に、

「秘書室

危機管理室

経営企画部

総務部

税務部

環境生活部

健康ほけん部

福祉部

産業経済部

都市整備部」を

「秘書広報課

防災対策課

企画振興部

総務部

環境生活部

健康福祉部

産業文化部

建設部」に改める。

第3条中「各部、局及び室」を「各部、局及び課」に、

「秘書室

（1）秘書に関すること。」を

「秘書広報課

（1）秘書に関すること。

（2）危機管理に関すること。

（3）広報及び広聴に関すること。」に、

「危機管理室

- (1) 危機管理に関すること。
- (2) 防災に関すること。
- (3) 災害救助法（昭和22年法律第118号）に関すること。」を

「防災対策課

- (1) 防災に関すること。
- (2) 災害救助法（昭和22年法律第118号）に関すること。」に、

「経営企画部

- (1) 政策の企画、立案及び総合調整に関すること。
- (2) 行財政改革に関すること。
- (3) 統計に関すること。
- (4) 情報化に関すること。
- (5) 広報及び広聴に関すること。
- (6) ケーブルシステムに関すること。
- (7) 地域づくりに関すること。
- (8) 市民活動に関すること。
- (9) 地域マネジメントの推進に関すること。
- (10) 公共施設マネジメントの推進に関すること。
- (11) 他の部の所管に属さない業務の裁定に関すること。」を

「企画振興部

- (1) 政策の企画、立案及び総合調整に関すること。
- (2) 行財政改革に関すること。
- (3) 統計に関すること。
- (4) 情報政策及び情報基盤に関すること。
- (5) 地域づくりに関すること。
- (6) 公共施設マネジメントに関すること。
- (7) 他の部の所管に属さない業務の裁定に関すること。」に、

「総務部

- (1) 行政一般に関すること。
- (2) 文書に関すること。
- (3) 情報公開に関すること。
- (4) 財政に関すること。
- (5) 市有財産の総括管理に関すること。
- (6) 職員の人事、研修、給与及び福利厚生に関すること。
- (7) 契約及び入札に関すること。
- (8) 工事検査及び技術指導に関すること。

税務部

- (1) 市税（国民健康保険税を除く。）の賦課に関すること。
- (2) 市税の収納に関すること。

(3) 税外未収債権の回収に関すること。」を
「総務部

- (1) 行政一般に関すること。
- (2) 文書に関すること。
- (3) 情報公開に関すること。
- (4) 財政に関すること。
- (5) 市有財産の総括管理に関すること。
- (6) 職員の人事、研修、給与及び福利厚生に関すること。
- (7) 契約及び入札に関すること。
- (8) 工事検査及び技術指導に関すること。
- (9) 市税（国民健康保険税を除く。）の賦課に関すること。
- (10) 市税の収納に関すること。
- (11) 税外未収債権の回収に関すること。」に、

「環境生活部

- (1) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。
- (2) 住民記録及びその資料に関すること。
- (3) 交通安全、防犯その他地域の安全対策に関すること。
- (4) 人権に関すること。
- (5) 男女共同参画に関すること。
- (6) 環境衛生に関すること。
- (7) 環境保全に関すること。
- (8) 環境エネルギー政策に関すること。
- (9) 廃棄物の資源化及び処理並びに清掃に関すること。」を

「環境生活部

- (1) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。
- (2) 住民記録及びその資料に関すること。
- (3) 交通安全、防犯その他地域の安全対策に関すること。
- (4) 人権に関すること。
- (5) 男女共同参画に関すること。
- (6) 環境に関すること。
- (7) 廃棄物の資源化及び処理並びに清掃に関すること。」に、

「健康ほけん部

- (1) 国民健康保険（税の収納に関することを除く。）に関すること。
- (2) 後期高齢者医療に関すること。
- (3) 国民年金に関すること。
- (4) 保健予防及び健康推進に関すること。
- (5) 応急診療及び診療所に関すること。
- (6) 介護保険に関すること。

- (7) 高齢者支援に関すること。

福祉部

- (1) 松阪市福祉事務所設置条例（平成 17 年松阪市条例第 114 号）に定めること。
- (2) 福祉医療費助成に関すること。
- (3) バリアフリーに関すること。
- (4) 社会福祉法人の認可、指導監査等に関すること。」を

「健康福祉部

- (1) 国民健康保険（税の収納に関することを除く。）に関すること。
- (2) 後期高齢者医療に関すること。
- (3) 国民年金に関すること。
- (4) 保健予防及び健康に関すること。
- (5) 応急診療及び診療所に関すること。
- (6) 地域医療に関すること。
- (7) 介護保険に関すること。
- (8) 高齢者支援に関すること。
- (9) 松阪市福祉事務所処務規程（平成 26 年松阪市訓令第 11 号）別表第 2 に掲げる事項に関すること。
- (10) 福祉医療費助成に関すること。
- (11) バリアフリーに関すること。
- (12) 社会福祉法人の認可、指導監査等に関すること。
- (13) 生活困窮者の相談・支援に関すること。
- (14) 幼稚園に関すること。」に、

「産業経済部

- (1) 農林水産及び畜産に関すること。
- (2) 農林土木に関すること。
- (3) 商業及び工業に関すること。
- (4) 労働に関すること。
- (5) 観光に関すること。
- (6) 国際交流及び都市間交流に関すること。
- (7) 地域ブランドの推進に関すること。
- (8) 交通政策に関すること。
- (9) 企業連携、誘致及び立地に関すること。
- (10) 競輪事業に関すること。」を

「産業文化部

- (1) 農林水産及び畜産に関すること。
- (2) 農林土木に関すること。
- (3) 商業及び工業に関すること。

- (4) 労働に関する事。
- (5) 観光に関する事。
- (6) 国際交流及び都市間交流に関する事。
- (7) 地域ブランドに関する事。
- (8) 交通政策に関する事。
- (9) 企業誘致及び連携に関する事。
- (10) 競輪事業に関する事。
- (11) 文化に関する事。」に、

「都市整備部

- (1) 道路、橋りょう及び河川に関する事。
- (2) 港湾に関する事。
- (3) 公園に関する事。
- (4) 市営住宅に関する事。
- (5) 用地に関する事。
- (6) 景観に関する事。
- (7) 屋外広告物に関する事。
- (8) 都市計画に関する事。
- (9) 建築及び営繕に関する事。
- (10) 特定行政庁に関する事。
- (11) 宅地開発の指導に関する事。」を

「建設部

- (1) 道路、橋りょう及び河川に関する事。
- (2) 港湾に関する事。
- (3) 公園に関する事。
- (4) 市営住宅に関する事。
- (5) 用地に関する事。
- (6) 景観に関する事。
- (7) 屋外広告物に関する事。
- (8) 都市計画に関する事。
- (9) 建築及び営繕に関する事。
- (10) 特定行政庁に関する事。
- (11) 宅地開発の指導に関する事。」に改める。

第4条中「部、局及び室」を「部、局及び課」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。